

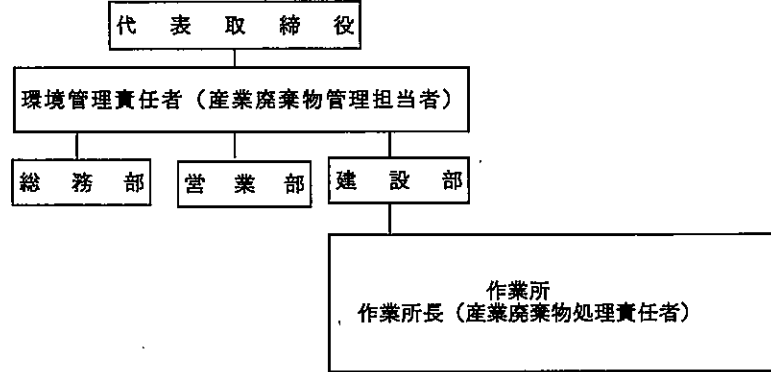
（第1面）

産業廃棄物処理計画書	
令和 7 年 5 月 13 日	
石川県知事 殿	
提出者	
住 所	石川県河北郡津幡町字仮生井 1 8 番地 1
氏 名	大幸建設 株式会社
	代表取締役 大西 隆幸
	（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
電話番号	076-288-0420
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	大幸建設株式会社
事業場の所在地	石川県河北郡津幡町字仮生井 1 8 番地 1
計画期間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	06 総合工事業
② 事業の規模	7 4, 6 0 0 万円
③ 従業員数	31人
④ 産業廃棄物の一連の処理工程	・ がれき類→再生処理業者に委託し、再生砕石として再資源化 ・ 木くず→再生処理業者に委託し、チップ材等に資源化 ・ 金属くず→再生処理業者へ委託

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度(令和6年度)実績】			
	産業廃棄物の種類			
	排出量	t	t	t
	(これまでに実施した取組) ・別紙①のとおり			
② 計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類			
	排出量	t	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・別紙①のとおり			

産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・別紙①のとおり
② 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・別紙①のとおり

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項				
	① 現状	【前年度(令和6年度)実績】		
		産業廃棄物の種類		
		自ら再生利用を行った産業廃棄物の量		t
		(これまでに実施した取組) ・特になし		
	② 計画	【目標】		
		産業廃棄物の種類		
		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
		(今後実施する予定の取組) ・特になし		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項				
	① 現状	【前年度(令和6年度)実績】		
		産業廃棄物の種類		
		自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
		自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・実施していない			
	② 計画	【目標】		
		産業廃棄物の種類		
		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		t	t	
(今後実施する予定の取組) ・実施予定なし				

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・実施していない		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・実施予定なし		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量		
	優良認定処理業者への処理委託量		
	再生利用業者への処理委託量		
	認定熱回収業者への処理委託量		
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		
	(これまでに実施した取組) 別紙②のとおり		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量		
	優良認定処理業者 への処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	別紙②のとおり		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病棟数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項										
【 前年度（令和6年度）実績 】										
産業廃棄物の種類	木くず	アスファルトがら	コンクリートがら	その他がれき類	建設汚泥	廃プラスチック類	建設混合廃棄物	金属くず	計	
①現状	排出量	258 t	409 t	663 t	433 t	256 t	7 t	5 t	0.7 t	2031.7t
（これまでに実施した取組） ・工事施工に於いては、出来る限り産業廃棄物が発生しないような工法を発注者に提案する。 ・余剰材料が発生しないよう、適正数量を購入する。										
【 目 標 】										
産業廃棄物の種類	木くず	アスファルトがら	コンクリートがら	その他がれき類	建設汚泥	廃プラスチック類	建設混合廃棄物	金属くず	計	
②計画	排出量	200 t	400 t	600 t	400 t	200 t	5 t	3 t	0.5 t	1808.5t
（今後実施する予定の取組） ・工事内容によって、排出量が大きく変わるため、計画的な抑制は困難なことから、工事施工において出来る限り廃棄物が発生しないような、施工方法を提案し、排出量を減らすよう努める。 ・廃棄物に付着した土砂等ではできる限り除去することにより排出量を減らす。										
産業廃棄物の分別に関する事項										
（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）										
①現状	・がれき類は、コンクリートがら（無筋、有筋）、アスファルトがら、その他に分別。木くずは、幹、枝葉、根株に分別し、運搬に際しても混ざることがないよう、それぞれ単独で排出する。									
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・これまで同様、各現場でも確実に分別するよう担当者に指導を徹底する。 ・廃棄物置場を常に整理し、各廃棄物が混ざらないように分別スペースを確保する。									

【 前年度（令和6年度）実績 】									
産業廃棄物の種類	木くず	アスファルトがら	コンクリートがら	その他がれき類	建設汚泥	廃プラスチック類	建設混合廃棄物	金属くず	
全処 理 委 託 量	258 t	409 t	663 t	433 t	256 t	7 t	5 t	0.7 t	
優良認定処理業者への処理委託量	258 t	13 t	210 t	148 t	256 t	—	5 t	—	
再生利用業者への処理委託量	—	396 t	453 t	285 t	—	7 t	—	0.7 t	
認定熱回収業者への処理委託量	—	—	—	—	—	—	—	—	
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	—	—	—	—	—	—	—	—	

①現状

(これまでに実施した取組)

- ・廃棄物が混合しないように、種類ごとに運搬し処理業者に委託した。

【 計画 】									
産業廃棄物の種類	木くず	アスファルトがら	コンクリートがら	その他がれき類	建設汚泥	廃プラスチック類	建設混合廃棄物	金属くず	
全処 理 委 託 量	200 t	400 t	600 t	400 t	200 t	5 t	3 t	0.5 t	
優良認定処理業者への処理委託量	200 t	380 t	400 t	300 t	200 t	5 t	3 t	0.5 t	
再生利用業者への処理委託量	—	20 t	200 t	100 t	—	—	—	—	
認定熱回収業者への処理委託量	—	—	—	—	—	—	—	—	
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	—	—	—	—	—	—	—	—	

②計画

(今後実施する予定の取組)

- ・今後も現状どおり、発生した廃棄物が混合しないように分別運搬し、可能な限り優良認定業者へ委託する。